

平成21年11月8日執行

広島県知事選挙

広島県議会議員広島市南区選挙区補欠選挙

広島県議会議員広島市西区選挙区補欠選挙

<b>1</b>	<b>あ</b> らまし	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>事</b> 務執行日程	<b>2</b>
<b>3</b>	<b>選</b> 挙人名簿登録者数	<b>13</b>
	(1) 広島県知事選挙にかかる選挙時登録	13
	(2) 広島県議会議員補欠選挙にかかる選挙時登録	13
<b>4</b>	<b>選</b> 挙長及び開票管理者	<b>14</b>
	(1) 選挙長及び同職務代理者	14
	(2) 開票管理者及び同職務代理者	14
<b>5</b>	<b>選</b> 挙事務関係者	<b>15</b>
	(1) 投票事務関係者	15
	(2) 開票事務関係者	16
<b>6</b>	<b>選</b> 挙啓発事業	<b>17</b>

(別冊1) 広島県知事選挙

(別冊2) 広島県議会議員広島市南区選挙区補欠選挙  
広島県議会議員広島市西区選挙区補欠選挙



街頭での啓発グッズの配布



区役所等に掲出した懸垂幕・立看板



期日前投票周知用立看板



J R西広島駅の大型看板



本通りアーケードの大型垂れ幕



花電車



中央公園の大型看板



大学での啓発グッズの配布



ポスター掲示場（広島県知事選挙）



ポスター掲示場（広島県議会議員広島市南区選挙区補欠選挙）



投票風景



開票風景





## 1 あらまし

今回の広島県知事選挙は、広島県知事の任期が平成21年11月28日に満了することに伴い行われたものであり、広島県選挙管理委員会は、7月7日の委員会において第17回広島県知事選挙を10月22日（木）に告示し、投票日を11月8日（日）にすることを決定した。

また、これにあわせて、広島市南区選挙区において窪田泰三広島県議会議員の死亡により1人の欠員が生じているため、公職選挙法第113条第3項第3号の規定により、広島県知事選挙の執行と同時に広島県議会議員広島市南区選挙区補欠選挙を行うこととし、告示日を10月30日（金）とした。

さらに、広島市西区選挙区において柴崎美智子広島県議会議員が10月21日に辞職し、広島県知事選挙へ立候補したことから1人の欠員が生じたため、あわせて広島県議会議員広島市西区選挙区補欠選挙が行われることとなった。

なお、広島県知事選挙へ立候補した広島市安佐南区選挙区の河井案里広島県議会議員については、公職選挙法第90条による立候補に伴う自動失職であったことから、補欠選挙とならなかった。

広島市以外の広島県内においては、広島県知事と同時に広島県議会議員三原市世羅郡選挙区補欠選挙及び呉市長選挙が、それぞれ執行された。

広島県知事選挙には、5人が立候補し、投票率は、過去最低であった前回（平成17年11月6日執行）の27.14%と比べて、6.57ポイント高い33.71%となった。

広島市においても、前回の20.53%を12.03ポイント上回る32.56%の投票率であった。

開票の結果、ゆざき英彦候補（無所属）395,638票、河井あんり候補（無所属）195,623票、村上昭二候補（日本共産党）77,515票、かわもと康裕候補（無所属）57,846票、しばさきみちこ候補（無所属）29,646票となり、ゆざき英彦候補が当選した。

広島県議会議員広島市南区選挙区補欠選挙においては3人が立候補し、投票率は32.66%であった。

開票の結果、くぼた泰久候補（無所属）18,718票、おおはま博幸候補（無所属）9,422票、長妻りょう候補（日本共産党）5,743票となり、くぼた泰久候補が当選した。

広島県議会議員広島市西区選挙区補欠選挙においては立候補が1人であったことから、届出のあった候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えないため無投票となり、ふくち基弘候補（民主党）が当選した。

(2)

## 2 事務執行日程

月 日	曜	期日前・後	告示前・後	任期満了前	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務 (県議・南区、西区)		備考
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
					<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙執行計画の決定</li> <li>臨時啓発事業計画の策定及び実施</li> <li>市広報紙「ひろしま市民と市政」へ周知啓発記事掲載依頼</li> <li>諸印刷物の発注依頼</li> <li>投票・開票事務取扱要領の検討</li> <li>選挙公報配布実施計画の決定</li> <li>区選管等との打合せ</li> <li>選挙事務従事者（市職員）の協力要請</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙執行計画及び事務分担の決定</li> <li>投票管理者及び同職務代理人（投票所及び期日前投票所）の内定</li> <li>開票管理者及び同職務代理人の内定</li> <li>期日前投票（不在者投票）事務従事者の選定</li> <li>投票・開票事務従事者の選定</li> <li>投票所・開票所施設の確認及び使用依頼</li> <li>選挙のお知らせ関係事務</li> <li>個人演説会関係事務</li> <li>ポスター掲示場設置場所の調査及び資料の作成</li> <li>選挙人名簿選挙時登録の準備</li> <li>投票箱等投票・開票器材の配送計画</li> <li>選挙公報配布の補完措置</li> <li>投票立会人（投票所及び期日前投票所）の内定</li> <li>区広報紙へ臨時啓発記事掲載依頼</li> <li>区役所懸垂幕のぼり掲示場所の確認</li> </ul>				投票用紙の区分 【県知事選挙】白色の用紙に黒色のインクで印刷  【県議補選】ピンク色の用紙に黒色のインクで印刷
8月30日	日	-70	-53	-90	<ul style="list-style-type: none"> <li>後援団体に関する寄附等の禁止期間の開始（任期満了日前90日に当たる日から選挙期日まで）</li> </ul>	法199の5					任期満了日 11月28日
8月31日	月	-69	-52	-89							
9月1日	火	-68	-51	-88	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙事務従事者カード・データ：区選管へ送付</li> </ul>						
9月2日	水	-67	-50	-87							
9月3日	木	-66	-49	-86							
9月4日	金	-65	-48	-85							
9月5日	土	-64	-47	-84							
9月6日	日	-63	-46	-83							
9月7日	月	-62	-45	-82							
9月8日	火	-61	-44	-81							
9月9日	水	-60	-43	-80							
9月10日	木	-59	-42	-79							
9月11日	金	-58	-41	-78			<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙事務従事者カード・データ：市選管へ提出</li> </ul>				
9月12日	土	-57	-40	-77							
9月13日	日	-56	-39	-76							
9月14日	月	-55	-38	-75							
9月15日	火	-54	-37	-74	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙事務従事者カードを各局庶務担当課へ送付</li> </ul>						
9月16日	水	-53	-36	-73							
9月17日	木	-52	-35	-72							
9月18日	金	-51	-34	-71							
9月19日	土	-50	-33	-70							
9月20日	日	-49	-32	-69							
9月21日	月	-48	-31	-68							
9月22日	火	-47	-30	-67							



月 日	曜	期日前・後	告示前・後	任期満了前	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務 (県議・南区、西区)		備考
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
9月23日	土	-46	-29	-66							
9月24日	木	-45	-28	-65	・ 町名・投票区・投票所名ファイル出力：区選管へ送付						
9月25日	金	-44	-27	-64							
9月26日	土	-43	-26	-63							
9月27日	日	-42	-25	-62							
9月28日	月	-41	-24	-61			・ 町名・投票区・投票所名ファイル修正分：市選管へ送付				
9月29日	火	-40	-23	-60	・ 電算データ現在日 ・ 町名・投票区・投票所名ファイル修正分：情報システム課へ提出		■ 選挙人名簿登録の移替延期期間の告示期限（任期が終わる日の60日前から可能）	令17, 市事12の2			
9月30日	水	-39	-22	-59	△ 啓発用看板作成等業務（落札決定）		・ 選挙人名簿登録の移替延期開始（選挙期日まで）	令17			
10月1日	木	-38	-21	-58	・ 投票区スペースリスト出力：区選管へ送付 ・ 選挙事務従事者カード・データを区選管へ送付		・ 投票区 スペースリスト修正分：市選管へ送付				
10月2日	金	-37	-20	-57	△ ポスター掲示場設置業務（落札決定） ・ 投票区スペースリスト修正分：情報システム課へ提出 ・ 選挙マスタ作成						
10月3日	土	-36	-19	-56	・ 縦覧リスト等出力 ・ 投票受付システム用データ作成 ・ 投票区別索引簿：出力・カット（10月8日まで） ・ 選挙のお知らせ：出力・カット（10月12日まで）						
10月4日	日	-35	-18	-55							
10月5日	月	-34	-17	-54	△ 選挙係長担当者会議 15:00 中区役所3階第2会議室 △ ポスター掲示場設置業務（契約締結） ・ 縦覧リスト等：区選管配付		・ 縦覧リスト等：受領・点検				
10月6日	火	-33	-16	-53							△ 市区町事務打合せ会 八丁堀 シャ ンテ 13:00
10月7日	水	-32	-15	-52							・ 投票用紙印刷（県選管）
10月8日	木	-31	-14	-51							

月 日	曜	期日前・後	告示前・後	任期満了前	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務 (県議・南区、西区)		備 考
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
10月9日	金	-30	-13	-50	・ 投票区別索引簿：区選管へ引継ぎ		・ 投票区別索引簿：受領・点検  ・ 投票用紙受領				・ 立候補予定者説明会（県議） 県庁 13:30  ・ 投票用紙発送（県選管）
10月10日		-29	-12	-49							
10月11日		-28	-11	-48							
10月12日		-27	-10	-47							
10月13日	火	-26	-9	-46	△ 市・区選管委員長・事務局長合同会議 15:00 中区役所3階第2・3会議室  △ 選挙のお知らせ：区選管へ引継ぎ		・ 選挙のお知らせ：受領・点検				
10月14日	水	-25	-8	-45							
10月15日	木	-24	-7	-44	・ 市広報紙に記事掲載						・ 立候補予定者説明会（県議） 県庁 10:00
10月16日	金	-23	-6	-43			・ 選挙事務従事者カード・データ：市選管へ提出（従事者確定分）				
10月17日		-22	-5	-42							
10月18日		-21	-4	-41			・ ポスター掲示場設置完了				
10月19日	月	-20	-3	-40			■ 選挙人名簿選挙時登録者画面の縦覧場所の告示期限	法23			△ 投開票速報リハーサル（第1回）
10月20日	火	-19	-2	-39			・ ポスター掲示場設置検収				
10月21日	水	-18	-1	-38	・ 選挙人名簿登録者数：報告受理 ・ 選挙人名簿登録者数の報告（県選管へ）  ● 委員会開催 15:00 選挙管理委員室  ■ 選挙権を有する者の総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示  ・ 各任命権者への投・開票事務従事の承認依頼	市事18   自治法74, 75, 76, 80, 81, 86, 地教法8, 合併特例法4の2	・ 選挙人名簿登録基準日・登録日 ・ 選挙人名簿登録者数を県選管・市選管へ報告 ● 委員会開催  ・ 選挙のお知らせ発送  ・ 不在者投票用紙等の郵送による事前交付開始 ■ 公営ポスター掲示場の設置場所の告示  ・ 投・開票事務従事者辞令書（写し）：市選管へ送付	法22  令22、市事18    令31、市事25   令53, 59の4、市事47の2 法144の2			

月 日	曜	期日前・後	告示前・後	任期満了前	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務 (県議・南区、西区)		備 考
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
10月22日	木	-17	0	-37	広島県知事選挙：選挙期日の告示日						<ul style="list-style-type: none"> <li>《県知事》立候補届出</li> </ul>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>街頭啓発（白ばらキャラバン隊）</li> <li>屋外広告幕の掲出</li> <li>花電車の運行</li> <li>期日前投票周知用立看板設置（区役所・出張所）</li> <li>選挙事務所設置（異動）報告受理</li> <li>区選管から掲載順序の報告受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 投票管理者及び同職務代理者（投票所及び期日前投票所）の選任告示</li> <li>■ 投票所及び期日前投票所の告示</li> <li>■ 投票所の開閉時刻の繰り上げ繰り下げの告示</li> <li>■ 投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時</li> <li>■ 開票管理者及び同職務代理者の選任告示</li> <li>■ 開票の場所及び日時の告示</li> <li>■ 開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時の告示</li> <li>■ 不在者投票の投票記載場所の告示</li> <li>・ 開票立会人届出受理開始</li> <li>・ 選挙事務所設置（異動）届出受理開始・同報告（市選管へ）</li> <li>・ ポスター掲示場掲示開始</li> <li>・ ポスター掲示の便宜供与</li> <li>・ 公営施設使用の個人演説会開催申出受理開始</li> <li>・ 選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧（1日）・異議申出期限</li> <li>・ 選挙人名簿抄本の閲覧中断（選挙期日後5日に当たる日まで）</li> <li>・ 投票管理者（投票所及び期日前投票所）開票管理者へ候補者の氏名等の通知</li> <li>・ 期日前投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者へ通知</li> <li>・ 投票所開閉時刻変更について関係投票管理者への通知及び県選管への届出</li> <li>・ 投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじ</li> <li>17:20</li> <li>・ 掲載順序の結果：市選管へ報告</li> <li>・ 期日前投票所及び不在者投票記載場所の設営</li> <li>・ 投票用紙及び抄本等を投票管理者（期日前投票所）へ引継ぎ</li> <li>・ 選挙周知用懸垂幕のぼり：区役所掲出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法37、令25、49の7、市事20、45の2</li> <li>法41、48の2、市事24、45の2</li> <li>法40、市事23</li> <li>法175、運56、市事156</li> <li>法61、令68、市事51</li> <li>法64</li> <li>法62、市事52</li> <li>事33、市事46</li> <li>法62、市事53</li> <li>法130、令108、市事87</li> <li>法144の2、市事104</li> <li>令111の2、市事107</li> <li>法163、令112</li> <li>法23、24</li> <li>法29</li> <li>令92</li> <li>法38、48の2、令27、49の7、市事21、45の2</li> <li>法40</li> <li>法175③、運56</li> <li>令32、49の7、市事26</li> <li>令28、令49の7</li> </ul>				

月 日	曜	期日前・後	告示前・後	任期満了前	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務 (県議・南区、西区)		備 考	
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令		
10月23日	金	-16	1	-36			<ul style="list-style-type: none"> <li>《県知事》 期日前投票及び不在者投票開始 区役所・出張所 8:30~20:00</li> <li>期日前投票所及び区選管委員長が管理する不在者投票記載場所内に候補者の氏名等を掲示</li> <li>△ 投票管理者及び同職務代理人打合せ会 15:00 西区</li> </ul>	法48の2、49、令50~	法175②、令125の4			
10月24日	土	-15	2	-35			<ul style="list-style-type: none"> <li>《県知事》 公営施設使用の個人演説会開始</li> </ul>	法161、163、令112				
10月25日	日	-14	3	-34	<ul style="list-style-type: none"> <li>宣伝車による啓発（宣伝車11台による巡回啓発）</li> <li>街頭啓発（白ばらキャラバン隊）</li> </ul>						選挙公報印刷（県選管）	
10月26日	月	-13	4	-33			<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 投票管理者及び同職務代理人打合せ会 15:00 安芸区</li> </ul>					
10月27日	火	-12	5	-32	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙公報の受領</li> <li>△ 開票等事務打合せ会 10:00 中区役所3階第2会議室</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙公報の受領</li> <li>△ 投票所庶務係説明会 13:30 中区</li> <li>△ 投票管理者及び同職務代理人打合せ会 15:00 中区、東区 安佐南区</li> </ul>					
10月28日	水	-11	6	-31								
10月29日	木	-10	7	-30	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙人名簿登録者数：報告受理</li> <li>選挙人名簿登録者数の報告（県選管へ）</li> <li>● 委員会開催 15:00 選挙管理委員室</li> <li>■ 選挙権を有する者の総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示</li> <li>期日前投票周知用立看板設置（区役所、出張所）</li> <li>選挙公報：新聞折込みにより配布（中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経）</li> </ul>	市事18  自治法74、75、76、80、81、86、地教法8、合併特例法4の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙人名簿登録基準日・登録日（南区・西区）</li> <li>選挙人名簿登録者数を県選管・市選管へ報告</li> <li>● 委員会開催</li> <li>選挙のお知らせ発送（新規登録者分）</li> <li>■ 公営ポスター掲示場の設置場所の告示</li> </ul>	法22  令22、23の16、事12、83、市事18、18の9	令31、市事25	法144の2		

月 日	曜	期日前・後	告示前・後	任期満了前	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務 (県議・南区、西区)		備 考
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
10月30日	金	-9	8	-29	広島県議会議員補欠選挙（広島市南区選挙区・広島市西区選挙区） ： 選挙期日の告示日						・ 《県議補欠選挙》 立候補届出
					・ 立候補届出状況の速報受理  ・ 選挙事務所設置（異動）の届出の報告受理  ・ 掲載順序の報告受理	・ 《県議補欠選挙》 広島県知事選挙及び広島県議会議員補欠選挙（広島市南区選挙区・広島市西区選挙区）に係る選任等の告示（南区・西区） ■ 投票管理者及び同職務代理者（投票所及び期日前投票所）の選任告示 ■ 投票所及び期日前投票所の告示 ■ 投票所の開閉時刻の繰り上げ繰り下げの告示 ■ 開票管理者及び同職務代理者の選任告示 ■ 開票の場所及び日時 ■ 投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 ■ 開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時 ・ 開票立会人届出受理開始 ■ 不在者投票の投票記載場所の告示 ・ 選挙事務所設置（異動）の届出受理・同報告（市選管へ） ・ 投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじ 17:20 ・ 掲載順序の結果を市選管へ報告 ・ 公営ポスター掲示場への掲示開始 ・ ポスター掲示の便宜供与 ・ 公営施設使用の個人演説会開催の届出受理開始 ・ 選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧（1日間） ・ 選挙人名簿選挙時登録に係る異議申出期限 ・ 投票管理者及び開票管理者へ候補者の氏名等の通知 ・ 期日前投票所及び不在者投票記載場所の設営 ・ 投票用紙及び抄本等を投票管理者（期日前投票所）へ引継ぎ △ 送致物受付説明会 13:30 中区	■ 立候補届出者の氏名等の告示 ■ 選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時の告示 ・ 選挙立会人の届出受理開始 ・ 候補者の被選挙権調査 ・ 候補者の氏名等の報告（市選管）、通知（住所地の区長・区選管） ・ 立候補届出状況の速報（県・市選管へ）	法86の4、市事73 法76、市事68 法76 事72、市事75 法86の4、令92、市事74 法86の4、令92、市事74 法62、市事52 法62、市事53 市事46 法130、令108、市事87 法175 ③、運56 法144の2、市事104 令111の2、市事107 法163、令112 法23 法24 令92 令32、49の7、市事26 令28、令49の7			

月 日	曜	期日前・後	告示前・後	任期満了前	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務 (県議・南区、西区)		備 考	
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令		
(10月30日)								<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 投票管理者、同職務代理人及び庶務担当者打合せ会 15:00 佐伯区</li> <li>△ 開票班長・副班長打合せ会 15:00 中区</li> <li>△ 開票事務打合せ会 (進行指揮者・班長) 15:00 東区、安芸区</li> </ul>				
10月31日	土	-8	9	-28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宣伝車による啓発 (宣伝車11台による巡回啓発)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>《県議補欠選挙》</li> <li>・ 期日前投票及び不在者投票開始 8:30~20:00 南区</li> <li>・ 期日前投票所及び区選管委員長が管理する不在者投票記載場所内に候補者の氏名等を掲示</li> </ul>	法48の2, 49, 令50~				
11月1日	日	-7	10	-27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街頭啓発（白ばらキャラバン隊）</li> <li>・ 宣伝車による啓発 (宣伝車11台による巡回啓発)</li> <li>・ 市広報紙に記事掲載</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>《県議補欠選挙》</li> <li>・ 公営施設使用の個人演説会開始</li> <li>・ 市広報紙（区版）に記事掲載</li> </ul>	法161, 163, 令112				
11月2日	月	-6	11	-26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投票所周知看板設置開始</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 投票管理者及び同職務代理人打合せ会 15:00 南区</li> <li>△ 開票事務打合せ会 (進行指揮者・班長) 15:00 安佐南区</li> <li>△ 開票事務打合せ会 (進行指揮者) 15:00 中区</li> </ul>				△ 投・開票速報リハーサル（第2回）	
11月3日	火	-5	12	-25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街頭啓発（白ばらキャラバン隊）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投票立会人選任内申期限</li> </ul>	市事21				
11月4日	水	-4	13	-24			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委員会開催（投票立会人選任）</li> <li>・ 重度身体障害者及び要介護者の郵便等による不在者投票の投票用紙等の請求期限</li> <li>・ 選挙事務所閉鎖について通知（投票所から300m内にあるもの）</li> <li>△ 開票事務打合せ会 (進行指揮者・班長) 15:00 南区、西区 安佐北区、佐伯区</li> <li>△ 投票管理者及び同職務代理人打合せ会 14:30 安佐北区</li> </ul>	令59の4, 65の11① 法132			△ 速報・結果報告打合せ会 県庁 10:30	

月 日	曜	期日前・後	告示前・後	任期満了前	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務 (県議・南区、西区)		備 考	
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令		
11月5日	木	-3	14	-23			<ul style="list-style-type: none"> <li>投票立会人の選任：本人及び投票管理者への通知期限</li> <li>開票立会人届出期限</li> <li>開票立会人を定めるくじ 県知事 17:20 県議補欠 17:30</li> <li>開票立会人が3人に満たない場合の補充選任：本人及び開票管理者への通知</li> <li>公営施設使用の個人演説会開催申出受理最終日</li> <li>(補充立候補の場合) 投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじ 県知事 17:40 県議補欠 17:50 (掲載順序の結果を市選管へ報告)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法38、令27、市事21</li> <li>法62、令69、市事53</li> <li>法62</li> <li>法62、令70の2、市事54、55</li> <li>法163</li> <li>法175</li> <li>③、連66</li> </ul>				補充立候補届出期限
11月6日	金	-2	15	-22	<ul style="list-style-type: none"> <li>街頭啓発（白ばらキャラバン隊）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙公報：配布期限</li> <li>投票所器材送致</li> </ul>	法170				
11月7日	土	-1	16	-21	選 挙 運 動 最 終 日							
					<ul style="list-style-type: none"> <li>宣伝車による啓発（宣伝車11台による巡回啓発） 8:30～17:00</li> <li>街頭啓発（白ばらキャラバン隊）</li> <li>当日有権者予定者数：速報受理</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>期日前投票・不在者投票 最終日</li> <li>街頭啓発 投票総参加の呼びかけ ※各区繁華街で啓発物資を配布</li> <li>投票所設営</li> <li>開票所設営</li> <li>当日有権者予定者数：市選管へ速報</li> <li>投票記載所に掲示する候補者等の氏名表等：投票管理者（投票所）へ引継ぎ</li> <li>期日前投票を投票管理者（期日前投票所）から受領</li> <li>投票用紙及び抄本等を投票管理者（投票所）へ引継ぎ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法48の2①、49、令50</li> <li>令32、事23、市事26</li> <li>法175</li> <li>法55、48の2②、令49の10、令28</li> </ul>				

月 日	曜	期日前 後	告示前 後	任期満了前	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務 (県議・南区、西区)		備 考	
					事 項	根拠 法令	事 項	根拠 法令	事 項	根拠 法令		
11月8日	日	0	17	-20	選 挙 期 日							
					<ul style="list-style-type: none"> <li>投票状況：速報受理（1時間毎及び結果）</li> <li>宣伝車による投票の呼びかけ 広報車11台</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>投票状況：県及び市選管へ速報（1時間毎及び結果）</li> <li>投票時間 7:00～20:00</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事52、市事43</li> <li>法40</li> </ul>				
					<ul style="list-style-type: none"> <li>不在者投票転送（17:30、18:30：郵便事業株式会社広島支店へ）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>※投票時間変更の投票所 南 区 似 島 6:00～18:00 金 輪 7:00～18:00 佐伯区 第二十一 7:00～18:00 上多田 7:00～18:00</li> <li>投票区数 広島市計273区 中 区 23区 東 区 22区 南 区 33区 西 区 36区 安佐南区 39区 安佐北区 60区 安芸区 17区 佐伯区 43区</li> <li>投票記載所へ候補者の氏名表等掲示 法175、 運56</li> <li>投票所入口から300m内にある選挙事務所の閉鎖命令 法134</li> <li>不在者投票及び同調書を指定投票区の投票管理者へ送致 令60.61</li> <li>期日前投票を開票管理者へ送致 法55.48 の2②</li> </ul>					
					<ul style="list-style-type: none"> <li>開票状況：速報受理（22:00から30分毎及び結果）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>投票箱等（投票所及び期日前投票所）送致物受付 法55.48 の2②</li> <li>開票開始時刻 21:20 法64</li> <li>開票状況（22:00から30分毎及び結果）を速報：県選管・市選管へ 法66.市 事62</li> </ul>					
					<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会開催 22:30 選挙管理委員会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>開票の場所 法63 中 区 広島市立国泰寺中学校 東 区 広島市立二葉中学校 南 区 広島市立広島工業高等学校 西 区 広島市立観音中学校 安佐南区 広島市立沼田高等学校 安佐北区 広島市立安佐北高等学校 安芸区 広島市立矢野中学校 佐伯区 広島市立五日市中学校</li> </ul>					



月 日	曜	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 後	任 期 満 了 前	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務 (県議・南区、西区)		備 考
					事 項	根拠 法令	事 項	根拠 法令	事 項	根拠 法令	
11月9日	月	1	18	-19	・ポスター掲示場撤去 開始 ・投票所周知看板撤去 開始		・選挙結果：県選管・市 選管へ報告（開票録 写し・結果報告書） ・選挙結果の記録整理  ・投票所・開票所器材 撤収及び整理	事77	●選挙会開催（南区・ 西区） 10:00 ・開票録写し、開票結果 の報告書を検収  ・選挙録の作成  ・当選人決定の報告  ・選挙録等の送付  ・当選証書の付与（南 区・西区）	法78  法66③、 80、令74  法83  法101の 3、事76、 市事77 法83、令 85、事 77、市事 77	・結果報告書検 収 ・選挙会 （県議 会議員 選挙）
11月10日	火	2	19	-18	・礼状発送		・礼状発送				・選挙会 （県知 事選 挙）
11月11日	水	3	20	-17			・ポスター掲示場撤去 に伴う検収				
11月12日	木	4	21	-16							
11月13日	金	5	22	-15							
11月14日	土	6	23	-14							
11月15日	日	7	24	-13							
11月16日	月	8	25	-12							
11月17日	火	9	26	-11							
11月18日	水	10	27	-10							
11月19日	木	11	28	-9							
11月20日	金	12	29	-8							
11月21日	土	13	30	-7							
11月22日	日	14	31	-6							
11月23日	祝	15	32	-5							・選挙の 効力に 関する 異議申 出期限 （法202 ①）県 知事・ 県議 ・選挙運 動費用 収支報 告書提 出期限 （法189 ①）県 知事・ 県議 ・当選の 効力に 関する 異議申 出期限 （法206 ①）県 議
11月24日	火	16	33	-4							・当選の 効力に 関する 異議申 出期限 （法206 ①）県 知事
11月25日	水	17	34	-3							
11月26日	木	18	35	-2							
11月27日	金	19	36	-1							
11月28日	土	20	37	0							・任期満 了日
11月29日	日	21	38	1							

月 日	曜	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 後	任 期 満 了 前	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務 (県議・南区、西区)		備 考
					事 項	根拠 法令	事 項	根拠 法令	事 項	根拠 法令	
11月30日	月	22	39	2							
12月1日	火	23	40	3							
12月2日	水	24	41	4							
12月3日	木	25	42	5							
12月4日	金	26	43	6							
12月5日		27	44	7							
12月6日		28	45	8							
12月7日	月	29	46	9							
12月8日	火	30	47	10							・ 選挙争 訟提起 期限 (法 204)
12月9日	水	31	48	11							
12月10日	木	32	49	12							・ 当選争 訟提起 期限 (法 208)
<p>凡 例</p> <p>法 = 公職選挙法    令 = 公職選挙法施行令</p> <p>事 = 公職選挙事務取扱規程    運 = 公職選挙法による選挙運動等に関する規程    市事 = 広島市公職選挙事務取扱規程</p> <p>地自法 = 地方自治法    地教法 = 地方教育行政の組織及び運営に関する法律    合併特例法 = 市町村の合併の特例に関する法律</p>											

### 3 選挙人名簿登録者数

#### (1) 広島県知事選挙にかかる選挙時登録

今回の広島県知事選挙にかかる選挙時登録は、広島県選挙管理委員会の定めるところにより、次のとおり行われた。

① 被登録資格の決定の基準となる日

平成21年10月21日

ただし、年齢については、選挙期日（11月8日）により算定

区名	平成21年10月21日現在の選挙人名簿登録者数		
	男(人)	女(人)	計(人)
中	47,619	57,254	104,873
東	45,632	50,581	96,213
南	54,182	57,207	111,389
西	70,477	77,057	147,534
安佐南	86,291	90,206	176,497
安佐北	59,204	65,395	124,599
安芸	30,903	31,776	62,679
佐伯	52,364	56,541	108,905
広島市 計	446,672	486,017	932,689
広島県 計	1,113,825	1,218,096	2,331,921

② 登録の日

平成21年10月21日

③ 縦覧期間

平成21年10月22日

#### (2) 広島県議会議員補欠選挙にかかる選挙時登録

南区及び西区において、広島県知事選挙と同時に行う広島県議会議員補欠選挙にかかる選挙時登録は、広島県選挙管理委員会の定めるところにより、次のとおり行われた。

これにより、新たに登録された者は、広島県知事選挙も投票することができる。

① 被登録資格の決定の基準となる日

平成21年10月29日

ただし、年齢については、選挙期日（11月8日）により算定

② 登録の日

平成21年10月29日

③ 縦覧期間

平成21年10月30日

区名	平成21年10月29日現在の選挙人名簿登録者数		
	男(人)	女(人)	計(人)
南	54,178	57,198	111,376
西	70,479	77,055	147,534

## 4 選挙長及び開票管理者

### (1) 選挙長及び同職務代理人

#### ① 広島県知事選挙

広島県選挙管理委員会において選任した選挙長及び同職務代理人は、次のとおりである。

選挙長	同職務代理人
椎木 タカ	佐々木 浩二

#### ② 広島県議会議員補欠選挙

広島県選挙管理委員会において選任した選挙長及び同職務代理人は、次のとおりである。

選挙区名	選挙長	同職務代理人
広島市南区	大原 貞夫	栗原 廣行
広島市西区	爲末 和政	渡田 春男

### (2) 開票管理者及び同職務代理人

各区の選挙管理委員会において、選挙権を有する者の中から次の者を選任した。

区名	開票管理者	同職務代理人
中	安村 和幸	酒井 義法
東	前川 秀雅	野上 千津江
南	大原 貞夫	栗原 廣行
西	爲末 和政	渡田 春男

区名	開票管理者	同職務代理人
安佐南	山田 延廣	棚多 展義
安佐北	秦 清	谷 博司
安芸	荒井 秀則	喜多川 寛
佐伯	原 伸太郎	重藤 吉久

## 5 選挙事務関係者

開票事務には、市・区職員が従事したが、投票事務については、広島県知事選挙においては全事務従事者の29.65%を、広島県議会議員広島市南区選挙区補欠選挙においては全事務従事者の31.13%を、それぞれ民間人に委嘱した。

### (1) 投票事務関係者

#### ① 広島県知事選挙

区 分	投票 管理者	投票 立会人	投票事務従事者				
			市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計	
選挙当日 投票所	中	23	79	—	126	87	213
	東	22	87	—	110	80	190
	南	33	87	—	194	129	323
	西	36	117	—	213	140	353
	安佐南	39	100	—	224	125	349
	安佐北	60	164	2	264	139	405
	安芸 佐伯	17	37	—	104	56	160
	市 計	273	769	2	1,436	871	2,309
期日前 投票所	中	15	24	—	89	3	92
	東	32	120	4	78	10	92
	南	15	26	18	119	4	141
	西	15	24	118	125	—	243
	安佐南	64	40	100	278	147	525
	安佐北	62	230	19	104	32	155
	安芸 佐伯	63	28	9	77	21	107
	市 計	298	549	332	926	265	1,523
合 計	中	38	103	—	215	90	305
	東	54	207	4	188	90	282
	南	48	113	18	313	133	464
	西	51	141	118	338	140	596
	安佐南	103	140	100	502	272	874
	安佐北	122	394	21	368	171	560
	安芸 佐伯	80	65	9	181	77	267
	市 計	571	1,318	334	2,362	1,136	3,832

#### ② 広島県議会議員広島市南区選挙区補欠選挙

区 分	投票 管理者	投票 立会人	投票事務従事者			計
			市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	
選挙当日投票所	33	87	—	194	129	323
期日前投票所	8	19	18	80	3	101
合 計	41	106	18	274	132	424

(16)

(2) 開票事務関係者

区名	開票管理者	開票立会人		開票事務従事者		
		①知事	②県議	市・区 選管書記	市・区 職員	計
中	1	3	—	6	153	159
東	1	3	—	7	144	151
南	1	3	3	7	198	205
西	1	3	—	24	136	160
安佐南	1	3	—	6	204	210
安佐北	1	3	—	7	166	173
安芸	1	3	—	7	93	100
佐伯	1	3	—	12	126	138
市計	8	24	3	76	1,220	1,296

## 6 選挙啓発事業

広島県知事選挙及び広島県議会議員補欠選挙の臨時啓発事業として、次のような各種啓発事業を実施し、明るい選挙と投票参加を呼びかけた。

(時期について特に明記のないものは告示日から実施)

種別	事項	時期・場所等	内容・その他
看板掲出等	① 立看板の掲出	公民館 (68か所) 勤労青少年ホーム (2か所) 地域福祉センター (4か所) 区スポーツセンター等 (13か所) 区民文化センター (7か所) こども文化科学館 交通科学館 映像文化ライブラリー 大学 (10か所)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	② 期日前投票周知用立看板の掲出	区役所 (12か所) 出張所 (11か所)	期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	③ 大看板の掲出	J R 広島駅南口 中央公園 J R 西広島駅前 J R 中野東駅前 J R 五日市駅北口南口通路	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用大看板を掲出した。
	④ 投票所周知用立看板の掲出	投票所の分かりにくい地域、投票所の変更があった地域 (137か所)	投票所が分かりにくい、又は投票所を変更した地域に周知用立看板を掲出した。
	⑤ 懸垂幕の掲出	各区役所 J R 矢野駅前駐輪場	選挙名及び投票日の周知用懸垂幕を掲出した。
	⑥ 大型垂れ幕の掲出	本通りアーケード 金座街アーケード	選挙名及び投票日の周知用大型垂れ幕を掲出した。
	⑦ のぼりの掲出	区役所・出張所の敷地 (150本)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用のぼりを掲出した。
	⑧ 啓発用マグネットシートの貼り付け	市・区公用車、清掃車 (540枚)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用マグネットシートを貼り付けた。
参考 (県実施)	○ ポスターの掲出	官公庁、大学、百貨店、銀行、主要企業等	B2判ポスターを県内約1,200か所へ掲出した。
	○ 懸垂幕の掲出	県庁	選挙名及び投票日の周知用懸垂幕を掲出した。
	○ 大看板の掲出	県庁前 J R 広島駅新幹線口	選挙名及び投票日の周知用大看板を掲出した。
	○ ラッピング電車の運行	10/22 (木) ~11/8 (日) 広島電鉄宮島線	選挙名及び投票日を掲出したラッピング電車を走らせた。

種 別	事 項	時期・場所等	内容・その他
街頭啓発等	① 街頭啓発の実施	ア 各区での街頭啓発 10/22 (木) ~11/7 (土)	各区において啓発グッズ (ティッシュペーパー、マスク) を配布した。
		イ 白ばらキャラバン隊による街頭啓発 実施日及び実施場所 10/22 (木) ②⑥ 10/25 (日) ④⑥ 11/1 (日) ③⑤ 11/3 (火) ①⑤ 11/6 (金) ②④ 11/7 (土) ③⑤ 【実施場所】 ①アルパーク前 ②JR広島駅南口前 ③そごう広島店前 ④天満屋広島八丁堀店前 ⑤広島パルコ前 ⑥広島本通電停前	マスコットの「いっぴよん」他によるキャラバン隊を編成し、JR駅前や繁華街等で、啓発グッズを配布した。
		ウ 県選管との合同街頭啓発 実施日 11/6 (金) 実施場所 八丁堀交差点一带	マスコミに選挙に関する記事を掲載してもらうため、投票日直前に県・市選管が合同で大規模な街頭啓発を行った。
		エ 選挙ボランティアによる大学祭での啓発 実施日及び実施場所 10/25 (日) 広島市立大学 10/31 (土) 安田女子大学	大学祭の会場で啓発グッズを配布した。
	② 宣伝車による巡回	実施日 11/1 (日)、11/7 (土)、11/8 (日) 宣伝車 中・東・南・西・安芸区 各1台 安佐南・安佐北・佐伯区 各2台 計11台	選挙名及び投票日の周知と投票を呼びかける宣伝車を巡回させた。
③ 花電車の運行	10/27 (金) ~11/8 (日) 広島駅~広島港~広電西広島	選挙名及び投票日を周知する看板を掲出した市内電車を走らせた。	



種 別	事 項	時期・場所等	内容・その他
広 報 活 動 等	① 市の広報番組での 広報	選挙期間中の放送日	市の広報番組で投票を呼びか けた。
	② 市選挙管理委員会 ホームページでの広 報	10/19 (月) ~11/8 (日)	選挙名、投票日及び投票制度 を掲載し、広く市民に周知し た。
	③ 市広報紙での広報	広報紙「市民と市政」 10月15日号、11月1日号	市広報紙「市民と市政」に選 挙に関する記事を掲載した。
参 考 (県実施)	○ テレビスポット	民放4局 (RCC、HTV、HOME、TSS)	選挙名及び投票日の周知用テ レビスポットを放送した。
	○ ラジオスポット	民放3局 (RCC、広島FM、FMちゅーピー)	選挙名及び投票日の周知用ラ ジオスポットを放送した。
	○ 県選挙管理委員会 ホームページでの広 報	10/22 (木) ~11/8 (日)	選挙名、投票日及び選挙制度 を掲載し、広く周知した。
	○ 新聞広告	10/22 (木) ~11/8 (日) 朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、 産経新聞、日経新聞、中国新聞、 山陽新聞、リビング新聞	選挙名及び投票日を周知する 新聞広告を行った。
	○ 街頭大型ビジョン	紙屋町交差点「NAVIA」 八丁堀「C-vision」 広島駅「C-vision」 基町クレドビジョン	テレビスポットと同一素材を 放送した。
	○ 映画館CM放送	10/24 (土) ~11/6 (金) 109シネマズ広島 (アルパーク 北棟)	映画上映時に選挙名及び投票 日の周知用CMを放送した。
そ の 他	① 啓発用お面の配布	安佐動物公園、植物公園、交通科 学館、森林公園、こども文化科学 館 (作製数5,000枚)	子供向けのお面の配布を通 じ、保護者に対し投票を呼びか けた。
	② 住所異動者に対す る周知用チラシの配 布	各区役所、出張所	選挙名、投票日及び選挙制度 を周知するチラシを、住所異動 者に配布した。
	④ 館内放送による広 報	スーパーマーケット、公共施設等 (百貨店は県選管が対応)	選挙名及び投票日を周知する 館内放送を行った。

※ 県実施の事業については、実績ではなく計画を記載している。

広報ひろしま  
市民の市政

平成21(2009)年  
通巻1394号

10.15

目次

特集 ICTを活用した豊かで安全・安心なまちづくり……4・5面  
貴重な森と触れ合う機会を増やそう……2面  
プレゼント・クイズでザ・広島ブランドを当てよう!……8面

**11月8日(日) 投票日**

**県知事選挙  
県議会議員補欠選挙**  
(南区選挙区) ※10月1日現在、執行が決まっている選挙区です。他の選挙区でも執行される場合があります

**投票時間 7:00~20:00**

(似島集会所(南区)は6:00~18:00、金輪島集会所(南区)と白川集会所、みどり会館(佐伯区)は7:00~18:00)



**① 県知事選挙**  
投票できる人  
平成元年11月9日までに生まれた人で、10月21日現在、市内に住所があり、引き続き3カ月以上住んでいる人  
●市内で転居した人  
すでに広島市の選挙人名簿に登録されている人で、9月29日までに市内転居の届出をした人は現在住所の住所で、9月30日以降に転居の届出をした人は以前の住所地で投票できます

**② 県議会議員補欠選挙**  
(南区選挙区)  
投票できる人  
平成元年11月9日までに生まれた人で、10月23日現在、広島市南区に住所があり、引き続き3カ月以上住んでいる人  
●市内で転居した人  
すでに広島市の選挙人名簿に登録されている人で、9月29日までに広島市南区から他区への転居の届出をした人は投票できません。9月30日以降に広島市南区から他区への転居の届出をした人は以前の住所地で投票できます

**県内の他市町から転入した人**  
①は7月22日以降に、②は7月30日以降に転入した人は、広島市の選挙人名簿に登録されないため、広島市では投票できません。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください

**期日前投票のご利用を**  
仕事やレジャーなどで、投票日に投票に行けない人は、投票日の前に投票を、土曜日・祝日も投票できます(期日前投票所では、宣誓書に記載していただきます)

**選挙公報を配布します**  
県知事選挙の候補者の政見や経歴などを掲載した選挙公報を、10月29日(土)の朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)で折り込み配布予定です。区役所・出張所・公民館にも届き次第、備え付けます

**「投票できる場所」①は住所地(選挙人名簿登録地の区役所、区内の出張所・似島集会所を除く)、②は南区役所**

区市・区選挙管理委員会

市	☎504-2513、☎504-2519
中区	☎504-2544、☎541-3835
東区	☎568-7704、☎262-6986
南区	☎250-8934、☎252-7179
西区	☎532-0926、☎232-9783
安佐南区	☎831-4927、☎877-2299
安佐北区	☎819-3959、☎815-3906
安芸区	☎821-4904、☎822-8069
佐伯区	☎943-9704、☎923-5098

**みんなで作る「三不運動」**  
政治家が選挙区内にお金や物を贈ることは禁止されています。有権者が求めなければなりません。政治家は有権者に寄付を贈らない。有権者は政治家に寄付を求めない。政治家から有権者への寄付は受け取らない。

広報ひろしま  
市民の市政

平成21(2009)年  
通巻1396号

11.1

目次

子ども・高齢者への虐待・ご相談ください……2面  
姉妹都市提携50周年ホノルルの日 記念イベント……3面  
プレゼント・クイズでザ・広島ブランドを当てよう!……6面

投票に行こう! 11月8日は広島県知事選挙・広島県議会議員補欠選挙(南区・西区)です。都合の悪い人は「期日前投票」を利用しましょう。区市選挙管理委員会(☎504-2513、☎504-2519)



区報みなみ  
11.1号

# 南区だより

11月8日(日)は、県知事選挙・県議会議員補欠選挙(南区選挙区)の投票日です。



区報にし  
11.1号

# 西区民だより

**11月8日 投票日** **県知事選挙**  
**県議会議員補欠選挙**

**投票時間 午前7時～午後8時**

**◆西区で投票できる人**

平成元年11月9日までに生まれた人で、10月29日現在、西区内に住所があり、広島市内に引き続き3か月以上住んでいる人。

**◆市内で転居した人**

すでに、広島市の選挙人名簿に登録されている人で、9月29日までに市内転居の届出をした人は現在の住所地で、9月30日以降に転居の届出をした人は以前の住所地で投票できます。

**◆県内の他市町から転入した人**

7月30日以降に転入した人は、西区の選挙

人名簿に登録されていないため、西区では投票できません。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

**◆期日前投票のご利用を**

仕事やレジャーなどで、投票日に投票に行けない人は、投票日の前に投票を。土・日曜日・祝日も投票できます。(期日前投票所では宣誓書に必要事項を記入し提出していただけます。)

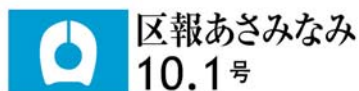
【時間】午前8時半～午後8時

【投票場所】西区役所2階

**◆選挙のお知らせはがき**

選挙のお知らせはがきを持参しなくても投票できます。投票所で持参していないことを伝えてください。

西区選挙管理委員会  
(☎532-0926、☎232-9783)



区報あさみなみ  
10.1号

# あさみなみ

## 選挙事務臨時職員募集

11月8日(日)に行われる「広島県知事選挙」において、安佐南区の各投票所で、投票事務の補助を行う臨時職員を募集します。

詳しくは、安佐南区選挙管理委員会(区政振興課内)にお問い合わせください。

☎安佐南区選挙管理委員会(区政振興課内)

(☎831-4925、☎877-2299)



11月8日(日)は広島県知事選挙・広島県議会議員補欠選挙の投票日です。

## 11月8日(日)

### ■広島県知事選挙

### ■広島県議会議員補欠選挙

(広島市南区選挙区・広島市西区選挙区)

※ 広島県議会議員補欠選挙の広島市西区選挙区については、候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えないため、投票は行いません。  
(平成21年10月30日追記)

**投票時間** 午前7時から午後8時まで(一部地域を除く。)

★ 南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時まで

#### 1 投票日当日に広島市で投票できる人

##### ■広島県知事選挙

◆選挙人名簿に登録される次の(1)～(3)の要件を満たす人で、投票日当日に選挙権を有する人は投票できません。

- (1) 日本国籍を持っている人
- (2) 平成元年11月9日までに生まれた人(投票日に満20歳以上)
- (3) 平成21年10月21日現在、広島市内に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる人(7月21日までに住民基本台帳に登録された人)

なお、(1)～(3)以外にも、下記の広島県議会議員補欠選挙ができる人は広島県知事選挙も投票できます。

◆選挙人名簿に登録されている人で最近住所を変えた人は、次の場所で投票することになります。

区 分		投票する所
市外から 広島市へ 転入(注)	平成21年7月21日までに届出をした人	広島市
	平成21年7月22日以降に届出をした人	元の住所地(県内市外)(※)
広島市内で 転居	平成21年9月29日までに届出をした人	新しい住所地
	平成21年9月30日以降に届出をした人	元の住所地
広島市から 県内市外へ 転出(注)	平成21年7月21日までに届出をした人	新しい住所地
	平成21年7月22日以降に届出をした人	広島市(※)

◆広島県外へ転出された方は投票できません。

◆(※)投票にあたっては、次の(1)～(3)を満たす必要があります。

- (1) 広島県内の以前の住所地で選挙人名簿に登録されていること
- (2) 広島県内の市町の間で1回だけ住所を変えた人であること
- (3) 「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示すること

◆(注)転出先又は転入前の県内の他市町で、広島県知事選挙のみ行われる場合に限ります。

◆上記以外にも、次の広島県議会議員補欠選挙の投票を行うことができる人は、広島県知事選挙の投票もできます。

## ■広島県議会議員補欠選挙（広島市南区選挙区・広島市西区選挙区）

◆選挙人名簿に登録される次の(1)～(3)の要件を満たす人で、投票日当日に選挙権を有する人は投票できません。

（ただし、広島市西区選挙区では、候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えないため、広島県議会議員補欠選挙の投票は行いません。）（平成21年10月30日追記）

- (1) 日本国籍を持っている人
- (2) 平成元年11月9日までに生まれた人（投票日に満20歳以上）
- (3) 平成21年10月29日現在、南区又は西区に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる人（7月29日までに住民基本台帳に登録された人）

◆選挙人名簿に登録されている人で最近住所を変えた人は、次の場所で投票することになります。

区 分		投票する所
市外から 南区又は西区へ <b>転入</b> (注)	平成21年7月29日までに届出をした人	新しい住所地
	平成21年7月30日以降に届出をした人	県議補欠選挙の投票はできません
広島市内で <b>転居</b>	平成21年9月29日までに届出をした人	新しい住所地
	平成21年9月30日以降に届出をした人	元の住所地
南区又は西区から 県内市外へ <b>転出</b> (注)	平成21年7月29日までに届出をした人	県議補欠選挙の投票はできません
	平成21年7月30日以降に届出をした人	元の住所地(※)

◆広島県外へ転出された方は投票できません。

◆(※)投票にあたっては、次の(1)～(3)を満たす必要があります。

- (1) 広島県内の以前の住所地で選挙人名簿に登録されていること
- (2) 広島県内の市町の間で1回だけ住所を変えた人であること
- (3) 「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示すること

◆(注)転出先又は転入前の県内の他市町で、広島県知事選挙のみ行われる場合に限りです。

◆広島市西区選挙区では、広島県議会議員補欠選挙の投票は行いません。（広島県知事の投票は行いません。）（平成21年10月30日追記）

## 2 投票用紙の種類

投票用紙については次のとおりです。

■広島県知事選挙	候補者名を記載してください。	白色の用紙
■広島県議会議員補欠選挙 (広島市南区選挙区)	候補者名を記載してください。	ピンク色の用紙

## 3 「選挙のお知らせ」のはがき

投票できる人には、投票の日時・場所などを記載したはがき「選挙のお知らせ」を告示日に発送しています。投票するときにご持参ください。

はがきが届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。お住まいの区の選挙管理委員会にご連絡ください。

なお、はがきが届いた後になくされたり、投票される際にはがきを持参されていなくても投票できますので、投票所や期日前投票所で、その旨を伝えてください。

## 4 期日前投票

### ■広島県知事選挙

◆日 時

10月23日(金)から11月7日(土)の午前8時30分から午後8時まで  
(土曜日・日曜日・祝日を含む)

◆場 所

選挙人名簿登録地(住所地)の区の区役所、出張所(似島出張所を除く。安佐出張所は敷地内の仮設投票所)

※連絡所ではできません。

◆持っていくもの

「選挙のお知らせ」のはがき(届いている場合のみ。なくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。)

※印鑑は必要ありません。

### ■広島県議会議員補欠選挙（広島市南区選挙区）

## ◆日 時

10月31日(土)から11月7日(土)の午前8時30分から午後8時まで  
(土曜日・日曜日・祝日を含む)

## ◆場 所

南区役所

※連絡所ではできません。

## ◆持っていくもの

「選挙のお知らせ」のはがき(届いている場合のみ。なくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。)  
※印鑑は必要ありません。

## 5 不在者投票

名簿登録地の選挙管理委員会における投票日前の投票は、原則、期日前投票になりますが、一部の投票については、不在者投票となります。

## ◆不在者投票のできる場所

○都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等(入院・入所中の人に限られます。)

○名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会(出張等で他の市区町村の選挙管理委員会で行う場合など)

◆広島市の選挙人名簿に登録されている人が、他の市区町村の選挙管理委員会で行う場合は、「不在者投票請求書・宣誓書」を登録されている区選挙管理委員会へ郵送等で送付又は持参し、投票用紙を請求してください。(FAX、電子メールは不可)

>>>不在者投票請求書・宣誓書

## 6 重度身体障害者等の在宅投票

重度の障害のある人などで、区選挙管理委員会発行の郵便投票証明書を所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は11月4日(水)までに区選挙管理委員会に請求してください。

詳しくは、関連情報 >>>体が不自由な人の投票は? をご覧ください。

## 7 点字・代理投票

目の不自由な人は点字投票ができます。また、体が不自由などのため、自ら投票用紙に記載できない人は、投票所の係員による代理投票ができます。お気軽に係員に申し出てください。

## 8 選挙公報(広島県知事選挙のみ)

候補者の氏名、政見、経歴等を掲載した選挙公報を、10月29日(木)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に新聞折込によりお届けしています。

また、区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどにも備えています。

## 9 2階の投票所について

次の施設は、体の不自由な方や高齢者の方が2階へ上がるお手伝いをしますので、お気軽に申し出てください。

区 分	投票区	投票所	投票所の所在地
西 区	己斐第三投票区	己斐上集会所	西区己斐上一丁目14番5号
安佐南区	安古市第十四投票区	高長集会所	安佐南区高取北四丁目4番14号
安佐北区	落合第三投票区	玖村会館	安佐北区落合二丁目41番26号
"	安佐第十一投票区	西部会館	安佐北区安佐町大字小河内6080番地の2

その他、広島市選挙管理委員会からのお知らせ等は >>>こちら をご覧ください。

## 10 お問い合わせはこちらまで

お問い合わせ先 市・区選挙管理委員会					
市 ⇒	電話504-2513	南 区 ⇒	電話250-8934	安佐北区⇒	電話819-3959
中 区⇒	電話504-2544	西 区 ⇒	電話532-0926	安芸区 ⇒	電話821-4904
東 区⇒	電話568-7704	安佐南区⇒	電話831-4927	佐伯区 ⇒	電話943-9704

## 関連情報

>>>選挙管理委員会への問い合わせは?

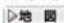
>>>投票ってどのようにするの?

>>>投票日当日に投票所へ行けない場合は?

体が不自由な人の投票は？  
広島県知事選挙及び広島県議会議員補欠選挙の不在者投票請求書・宣誓書  
広島県知事選挙及び広島県議会議員 広島市南区選挙区補欠選挙 投開票状況

---

[戻る](#)  
[広島市ホームへ](#)

広島市役所 ▶ 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
▶  代表電話082-245-2111

各課お問い合わせ先  
▶ [各課直通電話・FAX番号・Eメールアドレス](#)

---

[プライバシーポリシー](#) | [サイトポリシー](#) | [ご意見・お問い合わせ](#) | [著作権について](#) | [免責事項](#)

Copyright (C)2005 HIROSHIMA City. All rights reserved.

**11月8日(日)は広島県知事選挙の投票日です!!**  
**広島市南区選挙区は広島県議会議員補欠選挙も同時に行われます。**  
**広島市西区選挙区における広島県議会議員補欠選挙の投票は行われません。**

選挙人名簿に登録されている人で  
**最近住所をかえた人はご注意を。**



**■広島県知事選挙の投票■**

投票ができる人は次の①と②、又は①と③の要件を満たす人です。

- ① 平成元年11月9日までに生まれた人  
(投票日に満20歳以上)
- ② 平成21年10月21日現在、広島市内に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる人  
(7月21日までに住民基本台帳に記録された人)
- ③ 平成21年10月29日現在、南区又は西区に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる人  
(7月29日までに南区又は西区の住民基本台帳に記録された人)

**■広島県議会議員補欠選挙の投票■**

選挙区⇒ 広島市南区選挙区 (南区)

投票ができる人は次の①と②の要件を満たす人です。

- ① 平成元年11月9日までに生まれた人  
(投票日に満20歳以上)
- ② 平成21年10月29日現在、南区に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる人  
(7月29日までに住民基本台帳に記録された人)

- 県外へ転出された方は投票できません。
- (※) 投票にあたっては、次の①～③を満たす必要があります。
  - ① 広島県内の以前の住所地で選挙人名簿に登録されていること。
  - ② 広島県内の市町の間で1回だけ住所をかえた人であること。
  - ③ 「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票」を提示すること。
- (注) 転出先又は転入前の県内の他市町で県知事選挙のみ行われる場合に限る。

**選挙公報 (県知事選挙)**

候補者の政見や経歴等を掲載した選挙公報を10月29日(木)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込んでいます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センター等にも備え付けています。

**投票時間**  
 午前7時から午後8時までです。ただし、南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時までです。

**「選挙のお知らせ」のはがき**  
 区選挙管理委員会からお送りする「選挙のお知らせ」のはがきを投票の際にお持ちください。届かなかったり、なくした場合も、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

11月8日に仕事・レジャーで投票に行けない人は。。。



**期日前投票**

【期日前投票ができる期間】  
 11月7日(土)まで  
 午前8時30分～午後8時(土・日曜日・祝日含む)

【場所】  
 選挙人名簿登録地の区の区役所、出張所(似島出張所を除く。安佐出張所は仮設期日前投票所となります。)  
 ※ 連絡所ではできません。

【持っていくもの】  
 「選挙のお知らせ」のはがき (届いているとき)

**〒〒 郵便等での不在者投票 〒〒〒**

次のいずれかの要件を満たす人で、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は11月4日(水)までに、区選挙管理委員会へ請求してください。

- ① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、公職選挙法で定められた重度の障害がある人
- ② 介護保険法の被保険者証の区分が要介護5の人

**点字・代理投票**

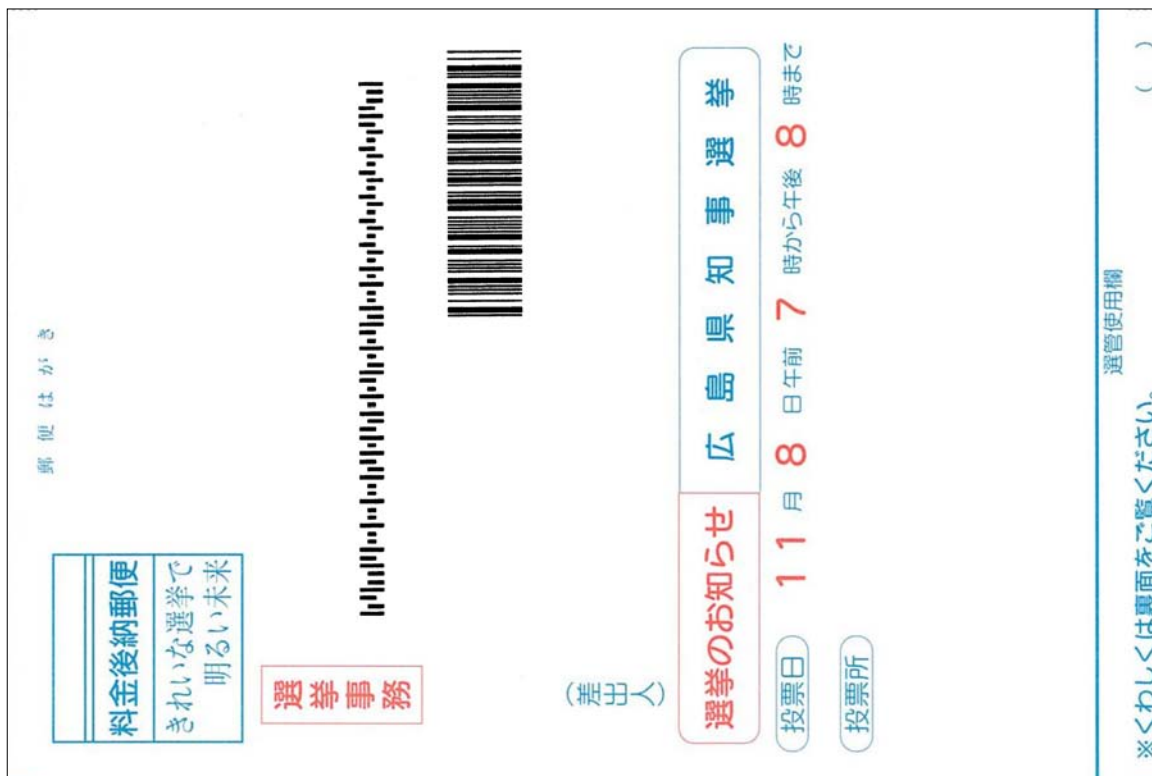
目の不自由な人は点字投票ができます。また、体が不自由等のため、自ら投票用紙に候補者名を記載できない人は、投票所の係員が代筆する代理投票ができます。お気軽に係員に申し出てください。

(お問合わせ先) 市・区 選挙管理委員会	市 ⇒	Tel.504-2513	南区 ⇒	Tel.250-8934	安佐北区 ⇒	Tel.819-3959
	中区 ⇒	Tel.504-2544	西区 ⇒	Tel.532-0926	安芸区 ⇒	Tel.821-4904
	東区 ⇒	Tel.568-7704	安佐南区 ⇒	Tel.831-4927	佐伯区 ⇒	Tel.943-9704



〔選挙のお知らせ（はがき）〕  
（表）

市内居住者用（県知事選挙のみ）



（裏）

**投票には**

このはがきを投票所へ持参していただくと、選挙人名簿との照合が早くすみます。名簿対照係へ提出してください。  
**はがきをなくした場合でも、投票できますので、投票所へお出かけください。**

投票所では誕生日（〇月〇日のみ）をおたずねしてご本人であることを確認させていただいています。生まれた年「〇年」は必要ありません。  
 また、運転免許証などご本人と確認ができる書類をご提示いただいても結構です。

あなたの大切な一票を確実に投票していただくために必要ですので、ご協力をお願いします。

**投票のしかた**

投票用紙に、候補者名を記入してください。

広島市内から広島県内の他の市や町に住所を移した人で、引き続きその市や町に居住している人は、元の住所地において投票することができます。この場合、転出先の市や町又は転出前の広島市の区の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」の提示が必要です。（市や町の間を2回以上異動した人や県外に転出した人は投票できません。）

**選挙公報について**

選挙公報を新聞（中国、朝日、毎日、読売、日本経済、産経）に折込んでお届けします。  
 新聞を購読されていない方で必要な方は、郵送いたしますので、区選挙管理委員会にお申出ください。  
 なお、区役所、出張所、公民館などにも届き次第備え付けます。

**期日前投票のお知らせ** せひ、ご利用ください。

投票日に用事や仕事などで投票に行けない場合は期日前投票制度をご利用ください。（宣誓書の記入が必要です。）

- 期 間 10月23日(金)から11月7日(土)まで  
 (土曜日・日曜日・祝日もできます。)
- 時 間 午前8時30分から午後8時まで
- 場 所 住所地の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所、出張所  
 ※ 連絡所では、できません。
- 持参するもの このはがき（届いているとき）

**くわしくは**


表記の区選挙管理委員会におたずねください。

〔選挙のお知らせ（はがき）〕  
（表）

転出者用（県知事選挙のみ）

郵便はがき

**料金後納郵便**  
きれいな選挙で  
明るい未来



**選挙事務**

（差出人）

**選挙のお知らせ**

投票日

**11月8日** 午前 **7時** から午後 **8時** まで

投票所

選管使用欄  
（ ）

※くわしくは裏面をご覧ください。

（裏）

あなたは、広島市から転出されましたが、広島市の選挙人名簿に登録されています。転出先（現住所地）の市や町又は転出前（旧住所地）の広島市の区の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示すれば、表記の投票所で投票することができます。

ただし、転出先（現住所地）の選挙人名簿に登録されていると、広島市では投票できません。  
また、市や町の間を2回以上異動した人や、県外に転出した人は投票できません。

※ 投票日当日、表記の投票所に行けない人は、次の1又は2により、期日前投票・不在者投票の制度をご利用ください。

- 旧住所地の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所で、期日前投票をする。  
「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を持参してください。
- 現住所地の選挙管理委員会で、不在者投票をする。
  - 右記の請求書・宣誓書欄に記入のうえ、このはがきと「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を封筒に入れて、表記の区選挙管理委員会に郵送してください。
  - 現住所に投票用紙などを郵送しますので、それを持って近くの選挙管理委員会で不在者投票をしてください。
  - 郵便のやりとりに日数がかかります。至急請求してください。

期日前投票・不在者投票ができる期間  
 ■10月23日（金）から11月7日（土）まで  
 （土曜日・日曜日・祝日もできます。）  
 ■毎日、午前8時30分から午後8時まで  
 （広島市以外では時間や場所について、それぞれの市町にお問い合わせください。）

**不在者投票請求書・宣誓書**

私は、平成21年11月8日執行広島県知事選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。  
以上、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

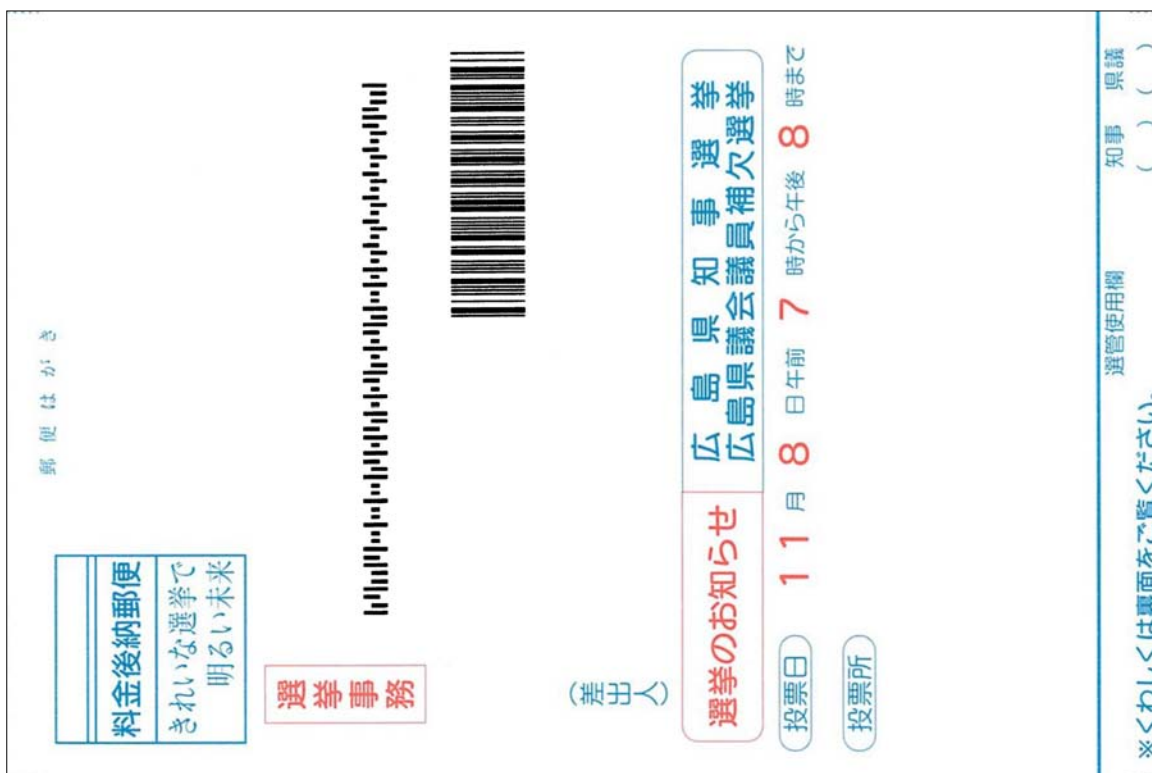
平成21年 月 日

不在者投票事由	
住所移転のため、他の市や町に居住	
現住所	〒
選挙人名簿に記載されている住所	広島市 区
ふりがな 氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生
電話	( ) -

注：「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を同封してください。

〔選挙のお知らせ（はがき）〕  
（表）

市内居住者用（県知事選挙、県議会議員補欠選挙）



（裏）

**投票には**

このはがきを投票所へ持参していただくと、選挙人名簿との照合が早く済みます。  
名簿対照係へ提出してください。  
はがきをなくした場合でも、投票できますので、投票所へお出かけください。

投票所では誕生日（〇月〇日のみ）をおたずねしてご本人であることを確認させていただいています。生まれた年「〇年」は必要ありません。  
また、運転免許証などご本人と確認ができる書類をご提示いただいても結構です。

あなたの大切な一票を確実に投票していただくために必要ですので、ご協力をお願いします。

**投票のしかた**

投票用紙に、候補者名を記入してください。  
 ■県知事 … 白色の投票用紙  
 ■県議 … ピンク色の投票用紙

広島市内から広島県内の他の市や町に住所を移した人で、引き続きその市や町に居住している人は、元の住所地において投票することができます。この場合、転出先の市や町又は転出前の広島市の区の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」の提示が必要です。（市や町の間を2回以上異動した人や県外に転出した人は投票できません。）

**選挙公報について（県知事のみ）**

選挙公報を新聞（中国、朝日、毎日、読売、日本経済、産経）に折込んでお届けします。  
新聞を購読されていない方で必要な方は、郵送いたしますので、区選挙管理委員会にお申出ください。  
なお、区役所、出張所、公民館などにも届き次第備え付けます。

**期日前投票のお知らせ** せひ、ご利用ください。

投票日に用事や仕事などで投票に行けない場合は期日前投票制度をご利用ください。（宣誓書の記入が必要です。）

- 期間  
 県知事 10月23日(金)から11月7日(土)まで  
 県議 10月31日(土)から11月7日(土)まで  
 （土曜日・日曜日・祝日もできます。）
- 時間 午前8時30分から午後8時まで
- 場所 住所地の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所
- 持参するもの このはがき（届いているとき）

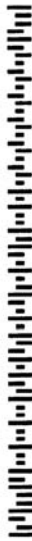

**くわしくは**  
表記の区選挙管理委員会におたずねください。

〔選挙のお知らせ（はがき）〕  
（表）

転出者用（県知事選挙、県議会議員補欠選挙）

郵便はがき

**料金後納郵便**  
きれいな選挙で  
明るい未来

**選挙事務**

（差出人）

**選挙のお知らせ**  
広島県知事選挙  
広島県議会議員補欠選挙

投票日 **11月8日** 午前 **7時** から午後 **8時** まで

投票所

選管使用欄 知事 県議 ( ) ( )

※くわしくは裏面をご覧ください。

（裏）

あなたは、広島市から転出されましたが、広島市の選挙人名簿に登録されています。転出先（現住所地）の市や町又は転出前（旧住所地）の広島市の区の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示すれば、表記の投票所で投票することができます。

ただし、転出先（現住所地）の選挙人名簿に登録されていると、広島市では投票できません。

また、市や町の間を2回以上異動した人や、県外に転出した人は投票できません。

※ 投票日当日、表記の投票所に行けない人は、次の1又は2により、期日前投票・不在者投票の制度をご利用ください。

- 旧住所地の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所で、期日前投票をする。  
「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を持参してください。
- 現住所地の選挙管理委員会で、不在者投票をする。
  - 右記の請求書・宣誓書欄に記入のうえ、このはがきと「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を封筒に入れて、表記の区選挙管理委員会に郵送してください。
  - 現住所に投票用紙などを郵送しますので、それを持って近くの選挙管理委員会で不在者投票をしてください。
  - 郵便のやりとりに日数がかかります。至急請求してください。

期日前投票・不在者投票ができる期間

■県知事 10月23日(金) から11月7日(土) まで  
■県議 10月31日(土) から11月7日(土) まで  
(土曜日・日曜日・祝日もできません。)

■毎日、午前8時30分から午後8時まで  
(広島市以外では時間や場所について、それぞれの市町にお問い合わせください。)

**不在者投票請求書・宣誓書**

私は、平成21年11月8日執行広島県知事選挙及び広島県議会議員補欠選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。  
以上、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

平成21年 月 日

不在者投票事由	
住所移転のため、他の市や町に居住	
現住所	〒
選挙人名簿に記載されている住所	広島市 区
ふりがな氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生
電話	( ) -

注：「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を同封してください。